

府中市議会政治倫理条例（仮称）原案に対する
パブリック・コメント手続の実施結果

1 意見の提出期間

令和4年11月11日（金）から同年12月12日（月）まで

2 意見の提出者数等

提出者	件数	意見の提出方法別の人数				
		Eメール	FAX	郵送	意見投函箱	窓口
12人	56件	10人	1人	1人	0人	0人

3 意見の概要と意見に対する市議会の考え方

No.	該当条	意見の概要	市議会の考え方
1	前文	「制定するものである」は「制定する」で十分である。	他の条例の前文にならい、ご意見のとおり修正します。
2	前文	前文中「品位の保持」を「透明性の担保」とする。	「品位の保持」は、議会基本条例第4条「議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、良心と責任を持ち、議員としての品位の保持に努めるものとする。」を踏まえた記述であり、原案のとおりとします。
3	第1条	第1条は、第2条の規定と重複があるため、次のように整理すべきである。「本条例は、府中市議会基本条例第4条に規定する高い倫理的義務に関する事項を規定し、府中市議会（以下「議会」という。）が、これを将来にわたり遵守することで、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。」	本条文は、倫理基準を遵守すべきは議会全体とともにそれぞれの議員にあることを確認したものです。したがって、政治倫理を守る主体を議会のみ絞ることはなじまないため、原案のとおりとします。
4	第2条	第2条の冒頭は、第1条の冒頭の趣旨を生かし、「議員は、市民より厳粛な信託とともに選ばれた代表として・・・」とする。	本条文は、第1条と同様に、前文に掲げた「高い政治倫理の確立」、「品位の保持」に関する具体的責務を盛り込んだものです。第2条でも、まず生かすべきは前文の趣旨であるため、原案のとおりとします。

No.	該当条	意見の概要	市議会の考え方
5	第2条	第2条第1項の「誠実かつ公平・公正」について、「公平」は考え方によっては難しい概念であり、誤解を招きやすい言葉である。「公正」にその意味の一部が含まれていると解釈すれば「誠実かつ公正」で十分と考える。	本条文は、委員会の議論をもとに文言を精査し、必要な文言について盛り込んだものであるため、原案のとおりとします。
6	第2条	第2条第3項の「議員が会派内及びその他の議員間で相互に政治倫理基準を共有し」は、「議員が政治倫理基準を共有し」で十分である。削除部分は、内輪の話で当然のことであるため条例にはなじまない。	第2条第3項の当該箇所は、議員が会派内及び議員間でこの条例を守るべきことを相互に確認し合うことが重要であるとの考えから規定したものです。このため、原案のとおりとします。
7	第2条	第2条第1項中「品位の保持」は前文に規定されているので不要である。	本条文は、前文に掲げた「品位の保持」に関する具体的責務を盛り込んだものであるため、原案のとおりとします。
8	第3条	この条例は、議会・議員の行動を規定することを目的とすることから、市民の責務は条例の高い位置にはなじまない。もしどうしても規定する場合は、第22条の後にでも配置すべきである。また、市民の「責務」とする表現は、本条例になじまないため、規定するとすれば「協力」とするべき。	政治倫理を遵守するためには、市民の協力も不可欠であると同時に、議員に対して不正を行わせるような働きかけをしないという責務を明示することが必要であることから、市民に関する努力義務規定を設けることとしました。そうした経緯を踏まえ、原案のとおりとします。
9	第4条	第4条の号の順番は、その外形的重要性から、次の順となると考える。 (6)、(7)、(2)、(3)、(5)、(1)、(4)、(8)、(9)	令和3年12月2日の委員会では、各会派から提出された倫理基準内容を整理の上、掲載順とともに示しています。その際に、順番変更に関する委員意見が出されて、それを取り入れた上で、条例原案における倫理基準掲載順としています。以上の検討経過に加え、掲載順によって倫理基準の扱いの軽重がつくわけでもないことから、原案のとおりとします。

No.	該当条	意見の概要	市議会の考え方
10	第4条	第4条第3号に「強要して」とあるが、訴訟において「強要をした・していない」の無為な争点となりかねないため、「不正行使を行い」で十分である。	本条文は、議員が職員に不正行使を強要することを禁じる規定ですが、いただいたご意見は議員が不正行為を行うことを禁じる規定となっており、主体が異なっています。また、本条例では、政治倫理基準（第4条）に対する違反行為の疑いがあった場合に審査する「審査会」に関する規定を設けています（第7条～第18条）。「審査会」は、あくまでも議会として課す措置を審査する場であり、訴訟とは自ずと役割が異なります。その前提に立ち、原案に至っているため、原案のとおりとします。
11	第4条	第4条に、次の号を加えることを提案する。「(10) 上記に掲げる基準のほか、全ての法令を遵守するとともに、高い倫理観を持って職務を遂行すること。」	本条文は、倫理基準の運用の厳格化を図るため基準を9項目の制限列举としています。このため、原案のとおりとします。
12	第4条	「しないこと」となっている各基準の末尾を「禁止する」に変更する。	政治倫理基準は、議員が遵守することを列挙したものであるため、末尾を「しないこと」としていることから、原案のとおりとします。
13	第4条	議員は、より一層高い人権意識が求められており、具体的に示した方が分かりやすいため、政治倫理基準の「各種ハラスメント」は「パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメント等ハラスメント」と記載してほしい。また、議員のツイッター等での発言が問題となることもあるので「その他の人権侵害のおそれのある行為」に、「SNS等での誹謗中傷、ヘイトスピーチ等」を加えてほしい。	令和3年12月2日の委員会で、ハラスメントの内容を具体的に列挙することについて議論がありました。このなかで、様々なハラスメント行為に対応できるようにしたほうがよいとの考えから「各種ハラスメント」という表現が委員から提案され、了承された経緯があります。また、「SNS等での誹謗中傷、ヘイトスピーチ等」についても、「その他の人権侵害の恐れのある行為」とする原案の条文で包括されている内容であるため、原案のとおりとします。

No.	該当条	意見の概要	市議会の考え方
14	第5条	第5条が利益相反行為を防止する趣旨であるのであれば、見出しは「利益相反行為の防止」とすべきである。その上で、第5条第1項に全般的な利益相反行為の防止規定を書き、第2項として原案の請負辞退を規定してはと思う。また、第2項については「辞退するよう努めなければならない」ではなく、「辞退しなければならない」であると考える。	この規定は、議員が役員を務める営利を目的とする企業又は団体を対象としているため、請負等の禁止を義務づけることは法律上できません。このため、原案のとおりとします。
15	第5条	「辞退するよう努めなければならない」を「禁止する」に変更する。	同上
16	第6条	審査請求の要件のうち「刑事事件により有罪の判決を受けたとき」としている規定を「刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕されたとき」に改める必要がある。	当該議員が逮捕されている状態や、裁判により事実が明らかになっていない状況では、審査会の審査は困難であることなどから、原案のとおりとします。
17	第6条	第6条の「有罪の判決を受けたとき」は、何回目の裁判の判決か判然としないため、明確に規定することを望む。	当該規定は、裁判のいずれの審級（第1審、第2審、第3審）にかかわらず判決を受けたときに審査請求を行える規定としているため、原案のとおりとします。
18	第6条	第6条の「議長」は、「議会の議長（以下「議長」という。）」に修正を求める。	本条例は、府中市議会に関して定めるものであり、議長が「議会の議長」を指すのは明らかです。このため、原案のとおりとします。
19	第6条	審査請求は、議員としての任期終了後も行うことができることとすべきである。	本条例に規定する「審査会」は、あくまでも議会として課す措置を審査する場であり、議員職を辞した人物は、審査の対象外となります。このため、原案のとおりとします。
20	第6条	請求に至るまでのハードルが高すぎると審査会が開かれず、条例の目的が実現できなくなるおそれがあるため、審査請求に必要な連署の数は、議員にあっては「3分の1以上」を「8分の1以上」としてほしい。	審査請求に必要な連署数については議論を重ねた結果、原案に示した数となっていますので原案のとおりとします。
21	第6条	市民による審査請求の連署数を1/500（420人程度）から1/1,000（210人程度）に、議員による審査請求の連署数を1/3（10人）から1/5（6人）に引き下げてほしい。	同上

No.	該当条	意見の概要	市議会の考え方
22	第6条	審査請求は、当該議員の任期中に行わなければならないと規定している。そのため、任期満了直後に審査請求の対象となる行為が発覚したときは審査請求ができないこととなるが不満が残る。その任期を超えて、再選されている場合は、その行為から3年に限り審査請求が可能との規定だが、その議員が審査請求を逃れるため、辞職した場合、どういう扱いとなるか。	本条例は、現職議員を対象としているため、審査請求時に議員ではない者は審査請求の対象とはなりません。本条例の目的は、政治倫理基準に反した者を罰することではなく、議員が高い倫理的義務を課せられていることを自覚し、良識と責任を持ち、議員としての品位の保持することを守らせることにあります。このため、原案のとおりとします。
23	第6条 第14条	審査請求の対象となる行為が任期終了間際に行われた場合は、審査請求期間が短くなるため任期終了後に再選されなかった場合でも、その行為があったとされる日の1年後までは審査請求ができるようにしてほしい。 また、その場合、審査対象となる者は元議員となるが、元議員であっても審査に協力する義務を明記してほしい。	同上
24	第7条	第7条の「速やかに」は、「〇〇日以内に」などと具体的に規定する必要がある。	市民の連署による審査請求では、議員による請求の場合以上に署名のチェックに時間を要するなど、一律に期間を設定するのは困難です。このため、原案のとおりとします。
25	第7条	「速やかに」を「1週間以内」に変更する。	同上
26	第7条	審査会を機能させ、条例の目的を果たすため、審査会は常設にほしい。常設としない場合は、審査会の開催を担保するため「速やかに」を「〇〇日以内に」と具体的な日数を規定してほしい。	審査会の役割を、審査請求の適否又は政治倫理基準違反行為の存否を審査し、議長に必要な措置を勧告することとしているため、その設置は審査請求に応じて行うこととなっています。また、市民の連署による審査請求では、議員による請求の場合以上に署名のチェックに時間を要するなど、一律に期間を設定するのは困難です。このため、原案のとおりとします。

No.	該当条	意見の概要	市議会の考え方
27	第8条	審査会の委員構成は、議員のみでなく、市民、学識経験者を加えるべきである。さらに、男女共同参画社会の実現に資するよう、男女比のいずれかが4割未満とならないよう考慮することを明記してほしい。	地方自治法では、議会が附属機関（議員以外の市民、学識経験者等を構成員とする機関）は設置できないとされているため、原案のとおりとします。なお、審査会は、必要な場合には学識経験者からの意見聴取を可能としています（第13条第2項）。
28	第8条	審査会の構成員として、市民代表と学識経験者を加えてほしい。	同上
29	第8条	審査会の委員構成は、議員、市民、有識者とすべきである。また、「委員の選出方法は、別途細則で定める」としてほしい。	同上
30	第8条	審査会の目的・趣旨から、委員構成が議員のみであることは疑問である。審査会には、常時、市民代表委員と学識経験者を各1名以上置く必要がある。	同上
31	第10条	会議を議決により非公開とすることができることを規定した、ただし書きを削除し、会議の公開を義務づける規定とすることを求める。	審査会では、審査内容によって被害者の人権・個人情報を守らなければならない場合も、少なからず想定されます。たとえば、各種ハラスメントの被害者に関する情報は、たとえ審査に必要なものであっても、公表が二次被害につながるケースも懸念されます。そのため、あくまでも公開を原則とした上で、一定の要件（出席議員の3分の2以上の多数議決）に基づく非公開も条文に盛り込んだものです。このため、原案のとおりとします。
32	第10条	市民の責務が規定されている以上、非公開をなくし、透明性を担保すべき。	同上

No.	該当条	意見の概要	市議会の考え方
33	第10条	会議の公開は、審査の公正性を市民に対して担保するために行うものである。非公開とする場合は、その理由を示して市民の納得を得る必要がある。	審査会では、審査内容によって被害者の人権・個人情報を守らなければならない場合も、少なからず想定されます。たとえば、各種ハラスメントの被害者に関する情報は、たとえ審査に必要なものであっても、公表が二次被害につながるケースも懸念されます。そのため、あくまでも公開を原則とした上で、一定の要件（出席議員の3分の2以上の多数議決）に基づく非公開も条文に盛り込んだものです。このため、原案のとおりとします。なお、いただいたご意見を踏まえ、非公開とする際に、その理由を明らかにすることを別途、施行規程に定めることを検討します。
34	第10条	事案によっては、審査会の会議を非公開とすることを必ずしも否定しないが、その場合、非公開の理由を明らかにしなければならないと規定してほしい。	同上
35	第10条	審査会の会議を非公開とする場合は、理由を明らかにした上で非公開としてほしい。	同上
36	第10条	審査会での議決結果及び議決委員名を公開する規定とすることを求める。	審査会は、公開を原則としています。また、議会としての措置は「議会に諮り」とされているように（第18条）、議会の議決を得ることになり、その際に各議員の賛否が明らかとなります。さらに、そのやり取りは、議事録として公開されます。このため、原案のとおりとします。
37	第11条	第11条の「職務上知り得た秘密」は、第10条の規定により会議を非公開とした場合におけるものか。第10条と第11条の規定は整理が必要である。	第11条の「職務上知り得た秘密」は、非公開の会議で知り得た秘密のみにとどまらなないと考えられます。会議外で配付する資料等に記載された情報についても、適用が想定されます。このため、原案のとおりとします。なお、秘密情報については、別途、施行規程に定めることを検討します。

No.	該当条	意見の概要	市議会の考え方
38	第11条	漏らしてはならない秘密は、個人情報のみとすべき。	漏らしてはならない秘密は、個人情報のほかにも、法人等の情報についても想定され、限定することが困難です。このため、原案のとおりとします。なお、秘密情報については、別途、施行規程に定めることを検討します。
39	第12条	審査会を常設にした上で、審査請求に関する審査のほかに、政治倫理確立のために必要な事柄についての調査を行い、議会や市民に報告・提言するなどの役割を持たせてほしい。	審査会の役割を、審査請求の適否又は政治倫理基準違反行為の存否を審査し、議長に必要な措置を勧告することとしているため、その設置は審査請求に応じて行うこととなっています。このため、原案のとおりとします。
40	第13条	学識経験者による中立性の担保が必要である。	第13条第2項により学識経験者を参考人として出席させ、意見を聴くことができると規定しています。
41	第18条	必要な措置を具体的に明記すべきである。	審査会で勧告できる具体的な措置内容は、現在検討中の施行規程で定めることとなっています。このため、原案のとおりとします。
42	第19条	説明会の開催義務が生じる要件として「刑事事件により有罪の判決を受けた場合」としている規定を「刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕された場合」、「起訴された場合」又は「1審で有罪判決を受けた場合」であって引き続きその職にとどまろうとするときとする必要がある。	当該議員が逮捕されている状態や、裁判により事実が明らかになっていない状況では、説明会の開催は困難であることなどから、原案のとおりとします。
43	第19条	刑事事件により有罪判決を受けたときは、停職又は辞職とすべきである。	議員の身分の喪失については、執行猶予のつかない懲役刑又は禁固刑の判決が確定した場合などに失職することが法律により定められています。条例で規定するのは、違法であり無効となるため、原案のとおりとします。
44	第21条	宣誓書の提出は、議員バッジと引き換えとすべきである。	宣誓書の未提出者については、その氏名を市議会ホームページ等で公表することを検討しておりますので、原案のとおりとします。

No.	該当条	意見の概要	市議会の考え方
45	第22条	第22条の「議長は、政治倫理に関する研修を」は、「議長は、議員に対し政治倫理に関する研修を」に修正することを求める。	条文の正確性を期すため、いただいたご意見のとおり修正します。
46	第22条	研修は、市議会議員選挙の年に必ず行うこととし、以降毎年行うこととすべきである。	政治倫理規定を常に遵守していくのに、研修を定期的に行うことは不可欠であることから、第22条を設けています。このため、原案のとおりとします。ただし、具体的な頻度等は、議会内で今後議論すべきものと考えています。
47	第23条	本条例の施行に関して必要な手続及び様式を規定するため、「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める」などとする委任規定を追加する必要がある。	原案第23条に委任規定を設けております。
48	第23条	議員の総意やパブリック・コメントの意見で決定した内容を議長の独断で変更してはならない。	条例改正には議会の議決を要するため、議長の独断で改正することはできません。委任の規定は、この条例を運用するために必要な事務手続等について議長が規程などで定めることを規定したものです。
49	その他	議長が審査対象議員になったときのために「議長が審査対象議員となったときは、副議長がこの条例に規定する議長の職務を行うものとする」としてはどうか。	仮に議長が審査対象となった場合においても、地方自治法等の規定に基づき対応することになるため、原案のとおりとします。
50	その他	条例の検証の規定として、議会はこの条例の目的が達成されているか検証するとし、この検証は少なくとも4年間の議員の任期中に行うことを新設してほしい。	検証については、条例には規定していませんが、その必要性については議論されています。したがって、条例の施行後、必要性が認められれば、検証を行うこととなります。
51	その他	第24条として（検証と見直し）の規定を追加し、第1項を「議会は、この条例の目的が達成されているかについて、有識者や市民の意見を徴した上で、4年の任期中に最低1回検証する」とし、第2項を「この検証の結果を受けて速やかに見直し措置を講ずることとする」と規定してほしい。	同上

No.	該当条	意見の概要	市議会の考え方
52	その他	この原案は、素案にあった「刑確定後の措置」を削除するほか、市民の意見を踏まえて素案の再検討を行ったもので、自浄効果を発揮した条例であると思う。この原案に沿って無事可決されることを切望する。	条例制定を望むご意見として、受け止めさせていただきます。
53	その他	条例施行後、庁舎ロビーに条例を掲げて、市民の責務があることを周知する必要がある。	条例の公布に当たっては、府中市公告式条例に基づき、本庁舎、東部出張所及び西部出張所の掲示板に貼りだすほか、市議会ホームページ等でも案内をする予定です。
54	その他	今回提出した意見が取り入れられない場合は、その提出者に理由を示してほしい。	今回の政治倫理条例へのパブリック・コメントは、市の通常のパブリック・コメントにおける手続に即して実施しています。そのため、それぞれの意見提出者に個別に回答を行うことはしませんが、寄せられた意見の概要及び意見に対する議会の考え方については、一覧に取りまとめ、市議会ホームページで公表する予定です。
55	その他	パブリック・コメントの全意見、その検討結果及び検討した会議の会議録を公開することを要望する。	今回の政治倫理条例へのパブリック・コメントは、市の通常のパブリック・コメントにおける手続に即して実施しています。そのため、それぞれの意見提出者に個別に回答を行うことはしませんが、寄せられた意見の概要及び意見に対する議会の考え方については、一覧に取りまとめ、市議会ホームページで公表する予定です。なお、委員会各回の議事録は、市議会ホームページで公開しており、検索可能です。
56	その他	素案から原案への作成過程における議論の論点がなんであったかよく分からなかったため、公開の市民説明会を開催すべきだったのではないかと。	条例の素案に対して市民の意見を聴く会などでいただいた意見は、一つ一つ検討しており、その過程についてはインターネットの音声ライブ配信や会議録公開を行ってきました。